

## 2. 保育所等における障害のある子どもの受け入れ

- 令和6年12月5日付けこども家庭庁成育局保育政策課事務連絡「保育所等における障害のある子どもの受け入れについて」より

保育所等における障害のある子どもの受け入れ数は約9万人であり、10年前と比較すると約2倍となっています。令和5年12月22日に閣議決定された「こども未来戦略」においても、「経済的に困難な家庭の子ども、障害のある子どもや医療的ケア児、異なる文化的背景を持つ子どもなど、多様な支援ニーズを有する子どもの健やかな育ちを支え、「誰一人取り残さない」社会を実現する観点から、それぞれの地域において包括的な支援を提供する体制の整備が求められる。」と明記され、保育所等における障害のある子どもの受け入れについて一層の受入体制の整備が求められているところです。

また、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的として、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づく取組が推進されております。

・・

保育所等における障害のある子どもの受け入れについては、  
例えば、

● 正当な理由なく、障害を理由として、保育の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限すること

● 正当な理由なく、障害を理由として、保育標準時間の取扱いに差異を設けることなどの不当な差別的取扱いは行わないよう、御留意願います。

また、正当な理由の判断に関しては、個別の事案ごとに、  
例えば、

- 安全の確保
- 事業の目的・内容・機能の維持
- 損害発生の防止

などの観点に鑑み、具体的な場面や状況に応じて総合的・客観的に判断していただくとともに、障害を理由として保育の提供等に制限や差異を設けることに正当な理由があると判断した場合は、障害のある子どもや保護者に丁寧かつ具体的にその理由を説明し、理解を得るように努めていただきますようお願いします。

## 2. 保育所等における障害のあることの受け入れ

### ■ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づく取組

#### 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（抜粋）

（事業者における障害を理由とする差別の禁止）

第8条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

#### こども家庭庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針（抄）

##### 1 不当な差別的取扱い

###### (1) 不当な差別的取扱いの基本的な考え方

事業者は、法第8条第1項の規定のとおり、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と比べ不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

ア 法は、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することを禁止している。[後略]

###### (2) 正当な理由の判断の視点

正当な理由に相当するのは、障害者に対して、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないといえる場合である。事業者においては、正当な理由に相当するか否かについて、正当な理由を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、障害者、事業者、第三者の権利利益（例：安全の確保、財産の保全、事業の目的・内容・機能の維持、損害発生の防止等）の観点に鑑み、具体的な場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。事業者は、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を丁寧に説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。その際、事業者と障害者の双方が、お互いに相手の立場を尊重しながら相互理解を図ることが求められる。

## 2. 保育所等における障害のある子どもの受け入れ

### ■ 保育所保育指針（抜粋）

#### 第1章 総則 3 保育の計画及び評価 (2)指導計画の作成

キ 障害のある子どもの保育については、一人一人の子どもの発達過程や障害の状態を把握し、適切な環境の下で、障害のある子どもが他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう、指導計画の中に位置付けること。また、子どもの状況に応じた保育を実施する観点から、家庭や関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成するなど適切な対応を図ること。

（保育所保育指針解説）（抜粋）

#### 【保育所における障害のある子どもの理解と保育の展開】

一人一人の障害や発達上の課題は様々であり、その状態も多様であることから、保育士等は、子どもが発達してきた過程や心身の状態を把握するとともに、保育所の生活の中で考えられる育ちや困難の状態を理解することが大切である。そして、子どもとの関わりにおいては、個に応じた関わりと集団の中の一員としての関わりの両面を大事にしながら、職員相互の連携の下、組織的かつ計画的に保育を展開するよう留意する。

#### 【個別の指導計画】

特別な配慮を必要とする子どもの個別の指導計画を作成する際には、日常の様子を踏まえて、その子どもにとって課題となっていることが生じやすい場面や状況、その理由などを適切に分析する。その上で、場面に適した行動などの具体的な目標を、その子どもの特性や能力に応じて、1週間から2週間程度を目安に少しづつ達成していくよう細やかに設定し、そのための援助の内容を計画に盛り込む。障害や発達上の課題のある子どもが、他の子どもと共に成功する体験を重ね、子ども同士が落ち着いた雰囲気の中で育ち合えるようにするための工夫が必要である。

## 2. 保育所等における障害のある子どもの受け入れ

### ■ 保育所等における障害のある子どもに対する支援政策

#### 施設型給付費等に係る加算（特定教育・保育施設）

加算項目	施設類型	概要	令和7年度補助単価のめやす	
療育支援 加算 (※1)	幼稚園	主幹教諭等専任加算の対象施設かつ障害児を受け入れている施設において、主幹教諭等を補助する者（※2）を配置し、地域住民等の子どもの療育支援に取り組む場合に加算する。	(算出条件) a. 特別児童扶養手当支給対象児童受け入れ施設、 b. a以外の障害児受け入れ施設、 a. 月額約47千円 b. 月額約31千円	
	保育所	主任保育士専任加算の対象施設かつ障害児を受け入れている施設において、主任保育士を補助する者（※2）を配置し、地域住民等の子どもの療育支援に取り組む場合に加算する。	a. 月額約64千円 b. 月額約43千円	
	認定こども園	障害児を受け入れている施設において、主幹保育教諭等を補助する者（※2）を配置し、地域住民等の子どもの療育支援に取り組む場合に加算する。なお、主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合の調整が適用されている施設は対象外。	[1号] a. 月額約24千円 b. 月額約16千円 [2号・3号] a. 月額約32千円 b. 月額約21千円	

(※1) 当該加算が適用される施設においては、障害児施策との連携を図りつつ、障害児教育・保育に関する専門性を活かして、地域住民や保護者からの育児相談等の療育支援に積極的に取り組むこと。

#### 【取組の例示】

- 施設を利用する気になる段階の子どもを含む障害児について、障害児施策との連携により、早期の段階から専門的な支援へと結びつける。
- 地域住民からの育児相談等に対応し、専門的な支援へと結びつける。
- 補助者の活用により障害児施策との連携を図る。
- 保育所等訪問支援事業における個別支援計画の策定に当たっての連携役。（幼稚園を除く）
- 障害児施策との連携により、施設における障害児教育・保育の専門性を強化し、障害児に対する支援の充実を図る。

(※2) 非常勤職員であって、資格の有無は問わない。

## 2. 保育所等における障害のある子どもの受け入れ

### ■ 保育所等における障害のある子どもに対する支援政策

#### 施設型給付費等に係る加算（特定地域型保育事業所）

加算項目	概要	令和7年度補助単価のめやす	
障害児保育加算	障害児を受け入れる特定地域型保育事業所（居宅訪問型保育を行う事業所を除く。）において、障害児2人につき、保育士1人を配置するために必要な経費を負担するもの。	(算出条件) 小規模保育A型（定員13～19名）、 1歳児配置改善加算無し、 処遇改善等加算率15%、 地域区分15/100地域	障害児（1、2歳児）1人あたり 月額約206千円

#### 補助金

名称	対象施設	対象児童	補助対象経費及び基準額
さいたま市認可保育所及び認定こども園補助金（障害児保育対策事業）	認可保育所、認定こども園（支給認定2号・3号に限る）	次の①から④のいずれかに該当する児童 ①特別児童扶養手当支給対象児 ②身体障害者手帳所持児 ③療育手帳所持児 ④児童相談所等の公的機関、病院で上記と同等程度の障害を有すると診断	<ul style="list-style-type: none"><li>児童2人に対して保育士1人の割合で保育士等を加配するために要する経費</li><li>月額108,000円×各月初日の対象児童数×入所月数</li></ul>
		さいたま市育成支援制度の適用について、対象児童1人につき1人の加配が必要とされた児童	<ul style="list-style-type: none"><li>児童1人に対して保育士1人の割合で保育士等を加配するために要する経費</li><li>月額216,000円×各月初日の対象児童数×入所月数</li></ul>

## 2. 保育所等における障害のある子どもの受け入れ

### ■ 保育所等における障害のある子どもに対する支援政策

#### さいたま市幼児教育・保育相談員派遣事業

派遣事業の対象となる相談（施設類型に関わらず利用可）

- ① 特別な援助や支援が必要な児童（さいたま市公立保育所の育成支援児を除く。）への関わり及び当該児童を含むクラス運営についての具体的な関わりや支援等に関すること。
- ② 保育内容や遊びの環境整備に関すること。
- ③ さいたま市幼児教育の指針の推進に関すること。
- ④ 環境構成や指導計画に関すること。
- ⑤ 人材育成に関すること。
- ⑥ 幼児教育と小学校教育の連携及び接続に関すること。
- ⑦ 虐待を受けた児童の見守りや子育てに不安を抱く保護者からの相談に関すること。
- ⑧ 保護者や近隣からの苦情に関すること。

#### 相談員について

- ・相談の内容に応じて相談員を選び、派遣の当日は相談員とともに市の職員（保育経験者）が伺います。
- ・相談員として学識経験者（大学や保育士養成校）、公認心理士、臨床心理士、児童発達心理士、作業療法士、言語聴覚士、家族相談士、危機管理・危機対応等の専門家を登録しています。

#### さいたま市保育者資質向上研修会

- ・インクルーシブ保育、特別支援教育、就学相談のしくみ、特別支援学級と通級指導教室のしくみなど、障害等のある子どもの保育や支援をテーマとした研修会を開催しています。
- ・令和7年度後半の実施予定：「子どもがホッとする大人の関わり方」（R7.12.15）、「保護者の気持ちを受け止めよう」（R8.2.2）、「特別支援教育応用編～日々の悩みは語らない意見交換を通して」（R8.2.19）

申込先：さいたま市幼児政策課幼児教育係  
電話（直通）048-829-1861

相談員が児童の様子や保育内容を観察した後、園の保育者と共に、保育カンファレンスを行います。

#### （カンファレンス参加者の感想の紹介）

今まで、気になる様子を見たとき、注意する方法や言い方にばかり気をとられていた。しかし、保育（遊び）の中で適応能力が形成されていくため、遊びからのアプローチが重要だと知った。当園ではサーキット遊びのコースを（ルール順守、安全対策のため）一定方向に実施していたが、そうすると目の前のことしか見えなくなるため、コースをランダムにして好きなところへ行くことで視野が広くなり、自分のペースで楽しむことができ、感情のコントロールにもつながっていくことを知った。